資料７

社会教育関係団体等事業補助金の見直しに伴う変更点について

改正点	現行
京田辺市社会教育関係団体の認定基準について 【認定要件】 教育委員会は、次の各号のいずれにも該当する団体を京田辺市社会教育関係団体と認定するものとする。 （１）　社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としていること。 （２）　代表者を置き、構成員が原則として１０名以上の団体であること。 （３）　住民が自由に加入できる団体で、構成員のうち市内在住・在勤者が３分の２以上を占めていること。 （４）　団体の活動が構成員の参画により計画され、自主的に運営されていること。 （５）　構成員の学習及び向上を主とする団体であること。 （６）　自ら経理し、監査する等会計機構を有すること。 （７）　住民に団体の活動状況を公開できること。 （８）　政治活動、宗教活動及び営利事業を行わない団体であること。	京田辺市社会教育関係団体の認定基準について 【認定要件】 下記の要件を満たす団体で、京田辺市社会教育委員会議の意見を聞いて、京田辺市教育委員会が認定する。 （１）　社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としていること。 （２）　代表者を置き、構成員が原則として３０名以上の団体であること。 （３）　住民が自由に加入できる団体で、構成員のうち市内在住・在勤者が３分の２以上を占めていること。 （４）　団体の活動が構成員の参画により計画され、自主的に運営されていること。 （５）　団体の活動内容が、スポーツ活動、レクリエーション活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動等、構成員全員を対象とし、かつ、構成員相互の有機的結び付きをもって行われる活動が主体であること。 （６）　構成員の学習・向上を主とする団体であること。 （７）　自ら経理し、監査する等会計機構を有すること。 （８）　住民に団体の活動状況を公開できること。 （９）　政治活動、宗教活動および営利事業を行わない団体であること。
京田辺市社会教育関係団体等事業補助金交付要綱 【補助金額】 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とし、１年度当たり３００，０００円を上限とする。 （１）　均等割　３０，０００円 （２）　個人割　３００円×構成員のうち市民の人数 地域子ども会においては地区ごとに補助金額を算出するものとし、均等割及び個人割を第１号及び第２号の１／２の額とする。	京田辺市社会教育関係団体等事業補助金交付要綱 【補助対象経費】 補助金の額は、補助対象経費に対し、予算の範囲内で市長が定めた額とする。

社会教育関係団体等事業補助金の見直しに伴う変更点について

算出した補助金額が予算額を上回る場合は、予算の範囲内で配分する。	
【他の補助金との調整】 補助金は、団体の主な活動に対して市が交付する補助金等の交付を受ける団体に対しては交付しない。	